

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 1 号 令和元年度岩国市一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 7 号 令和 2 年度岩国市一般会計予算

以上 2 議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 8 号 令和 2 年度岩国市土地取得事業特別会計予算

議案第 23 号 岩国市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

議案第 24 号 岩国市一般職の職員の給与に関する条例及び岩国市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第 25 号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第 26 号 合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

議案第 27 号 岩国市印鑑条例の一部を改正する条例

議案第 40 号 市道南桑 1 号線災害復旧工事請負契約の締結について

議案第 41 号 市道上駄床 1 号線災害復旧工事（2 工区）請負契約の一部変更について

議案第 42 号 岩国駅西口駅前広場整備工事請負契約の一部変更について

議案第 43 号 不動産の処分について

議案第 44 号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

議案第 45 号 岩国地区消防組規約の変更に関する協議について

議案第 47 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第 48 号 岩国市過疎地域自立促進計画の変更について

以上 14 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第 7 号 令和 2 年度岩国市一般会計予算のうち、本委員会所管分の審査におきまして、総務費の総務管理費の男女共同参画推進費の男女共同参画推進事業に関し、委員中から、「第 3 次岩国市男女共同参画計画は、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 力年を計画期間とし、令和 2 年度で、折り返しの 3 年目を迎えることとなるが、計上された予算額は 155 万円で、前年度とほぼ同額となっている。市は、従来と同様の取り組みをこのまま細々と続けていく考えなのか」との質疑があり、当局から、「令和 2 年度においては、講演会や講

座の開催、啓発パンフレットの作成、情報誌の発行等を中心とした取り組みを考えている。また、現在、100社を超える市内事業者が、県において「やまぐち男女共同参画推進事業者」「やまぐち女性の活躍推進事業者」等として登録されていることから、これらの事業者にも働きかけを行うなど、地道に取り組みを進めてまいりたい」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「この委員会の場においても女性の数が少なく、市において女性管理職の登用が進んでいないことは明らかである。また、審議会における男女比、その他の課題についても、いかにして目標を達成しようとしているのかが見えてこず、男女共同参画推進の旗振り役としての姿勢が読み取れない。今後どのように推進を図っていこうと考えているのか」との質疑があり、当局から、「男女共同参画の推進は、一朝一夕に成果を出せるものではなく、長年の積み重ねが成果となってあらわれてくる課題であると考えている。今後とも、限られた予算の範囲内で、考え得る推進に向けた取り組みに努めてまいりたい」との答弁がありました。

続いて、委員中から、「女性管理職の登用を図るに当たっては、系統的に目標を定めて職員研修等を実施することにより、管理職としての力量を備えた人材を育成していく必要があると考えるが、そういった視点に立った研修等の計画はあるのか」との質疑があり、当局から、「近年、新規採用者については、女性職員が約半数を占めており、今後、女性管理職の割合が上昇していくことが想定されることであるが、男女の育児休業の取得率に大きな開きがあることなど、依然としてさまざまな課題も残されていることから、そうした全体的な職場環境の見直しを図りつつ、女性の活躍推進に主眼を置いた職員研修の実施についても進めてまいりたい」との答弁がありました。

続いて、市民協働推進費の集落支援事業の買い物弱者支援事業費補助金に関し、委員中から、当該予算による支援の内容について質疑があり、当局から、「いわゆる「買い物弱者」の買い物の機会の確保等を図ることを目的として、中山間地域において食料品等の移動販売を行う事業者に対し、その経費の一部を補助するものである。具体的には、移動販売車両の購入費または改造費の2分の1、100万円を上限として補助するほか、運営費補助として、燃料費等の2分の1、30万円を上限として最大3年間補助するものである」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「燃料費等に係る補助について、どのような考えから3年間の期限を付すこととしているのか」との質疑があり、当局から、「緊急的な取り組みとして、当面3年間という区切りをつけているものであるが、事業の展開によっては、いろいろと検討することも考えてまいりたい」と

の答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「中山間地域における移動販売は、地域に人々が暮らしている限り実施することが望ましい。3年間は「当面」ということで理解したが、事業者にとっては、地域に暮らす方々のためという思いから採算度外視で実施されるものであり、このことを鑑みて、市としてもこの取り組みが持続可能なものとなるように、期間を限定することなく継続的な支援を行っていただきたい」との意見がありました。

本議案のうち、本委員会所管分につきましては、討論において、一部委員から、「施政方針に「基地との共存」を掲げていることや、基地関連予算による大型事業が含まれていることから、反対する」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。